

実施要領1－機関リポジトリによる学位論文公表実施要領

(平成 25 年 10 月 16 日制定要領 1 号)

改正 平成26年10月 1 日

平成27年 4 月 1 日

弘前大学学位規則医学研究科細則第 11 条第 1 項に従い、学位論文の形式及び提出書類に関する申合せ（甲）及び同（乙）第 5 条及び第 10 条の規定により、提出書類の作成及び論文の公表を行うため、関連する手続きの詳細は以下のとおりとする。

（論文公表の対応区分）

1 条 学位授与後の学位論文は、以下の期日を目途に弘前大学機関リポジトリ（弘前大学附属図書館）において、インターネット等電子媒体を利用した公表を行う。

(1) 学位授与日から 3 か月以内

「学位請求論文の内容の要旨」及び「論文審査の要旨」を機関リポジトリで公表

(2) 学位授与日から 1 年以内

「学位論文」の全文を機関リポジトリで公表

(3) 「やむを得ない事由」で学位論文の全文公表ができず、学位論文の要約での公表が学位・人事等研究科教授会で認められた場合は、前項にかかわらずその事由が解消されるまで、「学位請求論文の内容の要旨」、「論文審査の要旨」及び「機関リポジトリ登録用論文の要約」を公表する。

（手続きのポイント）

2 条 学位論文申請者又は指導教授は、出版社に対して、学術誌への掲載又は掲載予定の論文の複製権、公衆送信権等の許諾・確認を行い、公表に係る諸条件をチェックする。

(1) 機関リポジトリによる論文公表条件チェック表で確認

(2) チェック表の見方と判断基準は、第6条のとおりである。

(3) 確認の結果、以下のとおり出版社から公表の許諾が得られない等やむを得ない事由がある場合は、その事由が解消されるまで学位論文の要約版をもって公表に代える。

なお、④の場合は授与後3か月を区切りに、その時点で返事のないことをもって、「やむを得ない事由」と決定し、それ以降は出版社等からの返事待ちの状態を終了する。

①学術誌等への掲載により公表が不可の場合

②公表時期に制約があり、その時期まで公表が不可の場合

③出版社から複製権、公衆送信権に対する著作権料の支払いを条件とされ公表不可の場合

④出版社等から返事がない場合

3 条 全ての学位申請者は、学位申請書類提出時に以下の書類を担当事務へ提出すること。

①機関リポジトリ登録用論文の要約 — 【医共リポ様式 1】

②機関リポジトリによる論文公表条件チェック表 — 【医共リポ様式 2】

③機関リポジトリ登録許諾書 — 【医共リポ様式 3】

④学位論文の全文（CD 版）

4 条 大学院事務担当は、以下の書類を、学位授与後 3 か月以内に附属図書館へ提出する。

①機関リポジトリ登録用論文の要約 — 【医共リポ様式 1】 PDF

②機関リポジトリ登録許諾書 — 【医共リポ様式 3】

③学位論文の全文 — PDF

④学位請求論文の内容の要旨 — 【医共様式 1】 PDF

⑤論文審査の要旨 — 【[医甲様式 2]、[医乙様式 3]】 PDF

5 条 学位論文申請者は、共著者等に対して学位論文作成、複製権、公衆送信権の同意書をもらう。

・学位申請にかかわる論文の同意書―【医共様式2】

(チェック表の見方、判断基準及びその対応)

6 条 チェックは、機関リポジトリによる論文公表条件チェック表及び外国の出版社に著作権許諾を聞く場合のメールの文章を参考に行う。その結果に応じた対応は、以下のとおりである。

様式：【医共リポ様式2、別添：英語問い合わせ文章】

(1) 機関リポジトリによるインターネット公表が可能な場合

①判定 【別添のチェック表【医共リポ様式2】で「ABC」】の場合

②対応

公表時期、公表形態などの出版社からの公表条件に従い公表する。

ただし、公表の条件が厳しく、対応が困難な場合は公表不可に準ずると判断し、機関リポジトリ登録用論文の要約で対応する。

(2) 機関リポジトリによるインターネット公表が認められない場合

①判定 【別添のチェック表【医共リポ様式2】で「D」】の場合

②対応 リポジトリ登録用論文の要約をもって公表する。

(3) 出版社から返事がなく、著作権ポリシーも公開していない場合

①判定 【別添のチェック表【医共リポ様式2】で「E」】の場合

②対応 **3か月後(6月末日)時点で**

A 返事があった場合：

出版社からの条件にあわせ博士論文を公表する。

ただし、公表の条件が厳しく、対応が困難な場合は、公表不可に準ずると判断し、リポジトリ登録用論文の要約で対応

(保留状態終結、以降出版社へ確認等不要)

B 返事がない場合：

出版社からの意向は、公表不可に準ずると判断し、機関リポジトリ登録用論文の要約で対応

(保留状態終結、以降出版社へ確認等不要)

(4) なお、**3か月後(6月末日)時点**以降は、Bの場合でも出版社から、公表可能の返事があった時点で随時、Aと同様に出版社の公表条件にあわせて博士論文を公表する。

(留意事項)

7 条 その他参考として、出版社が公開している著作権ポリシーや他機関のホームページによる学術誌、学会の著作権ポリシー、データベースによる確認もある。

・例)筑波大学が運営の著作権ポリシーデータベース「SCPJ」

(学会名、雑誌名から著作権ポリシーの検索)

<http://scpj.tulips.tsukuba.ac.jp/>

・外国の出版社のポリシーデータベース「SHERPA/RoMEO」

<http://www.sherpa.ac.uk/romeo/>

8 条 論文の全文をインターネットで公表しない場合、又は一定の期間を非公開とする場合であっても求めがあれば附属図書館または医学研究科において閲覧に供する場合がある。

9 条 やむを得ない事由のため、学位論文の全文公表の代わりに「論文の要約版」で公表した学位

授与者（その指導教員）は、授与後において、そのやむを得ない事由が解消した場合、速やかに全文公表の手続きを行うものとする。

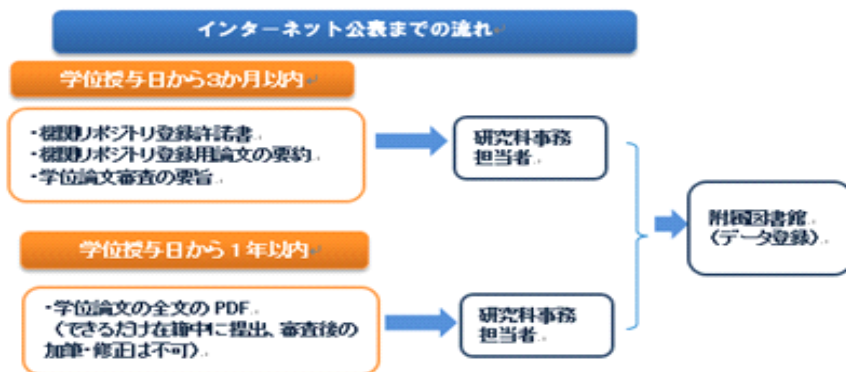
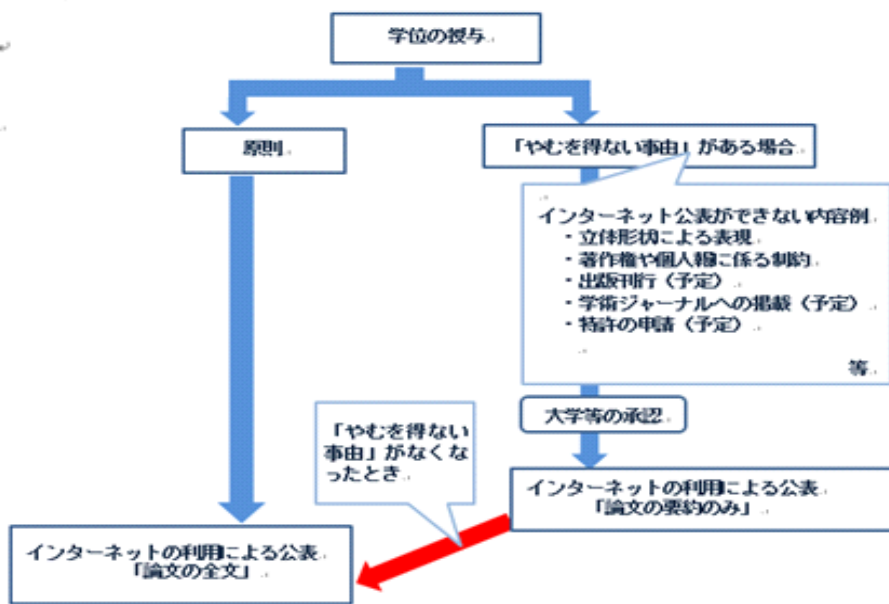
手続きに関する問い合わせ等は医学研究科大学院担当事務へ連絡すること。
（関係書類の所定様式について）

10 条 学位論文公表に係る関係書類所定様式は、【医学研究科学位申請関係様式一覧】による。

（その他）

11 条 学位論文公表手続きのフロー図

論文公表までの流れ



附 記

この要領は、平成 25 年 10 月 16 日から実施する。

この要領は、平成 26 年 10 月 1 日から実施する。

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。